

平成28年度「消費・安全対策交付金」第三者評価会委員意見

平成28年11月2日

1 A評価の事業に対する意見

- ・ 国の事後評価「A評価」については評価として妥当である。
「農薬の適正使用等の総合的な推進」
- ・ 消費者の視点からすると、不適切な販売と不適切な使用については、両者を合わせて一緒に評価することに違和感がある。帳簿の付け忘れ程度のものと農薬の不適切な使用は、その内容の重さが違うことから、両者を分けて評価することが必要ではないか。

2 B評価の事業に対する意見

- ・ 国の事後評価「B評価」については評価として妥当である。
「畜産物の安全の確保」 東京都
- ・ 特に意見なし。
「家畜衛生の推進」 埼玉県
- ・ 達成度（78.1%）がほぼA評価に近く、概ね目標を達成している。
「地域における日本型食生活等の普及促進」 東京都
- ・ 食生活指針が改訂されているので、今後はこうしたことを取り入れて実態調査を行うなど、次の活動に活かしていただきたい。
- ・ イベントによる普及・啓発の効果は、即効性はあるがしばらくするとすぐ元に戻ってしまうので、イベント後のフォローが重要である。
「農林漁業者等による生産の場における食育活動の促進」 長野県
- ・ 計画の立て方として、様々な自然条件にも対応できる柔軟な計画を立てれば達成できたのではないか。
- ・ スーパーバイザーのような事業全体を管理し、調整できる方を食育推進のリーダーとして育成し、活用してはどうか。

3 C評価の事業に対する意見

- ・ 国の事後評価「C評価」については評価として妥当である。
「家畜衛生の推進」 東京都
- ・ 埼玉県とは要因の質が違う。埼玉県は病気の発生件数が減っているが、東京都は増えているので、農家への指導に力を入れる必要がある。
「農林漁業者等による生産の場における食育活動の促進」 栃木県
- ・ 地区、地域の事情等において、例えば子どもを対象にした場合、子どもの数が減ってくればそれを増加させることはなかなか難しい。実態に応じ

た目標の設定が必要ではないか。

- ・ 代替のイベントや講座等を開催するなど融通の利く開催方法が必要である。例えば、座学的な講座であれば大学の農学部や県の研究機関へ協力を仰ぐなどしてはどうか。

4 評価対象外とした事業に対する意見

「農林漁業者等による生産の場における食育活動の促進」 静岡県

- ・ 国の事後評価「評価対象外」については評価として妥当である。

5 特別交付型交付金事業に対する意見

- ・ P P Vの再発防止の観点から感染ルートの解明が重要である。

(以上)